

審 第 9 6 1 号
答 申 第 2 4 7 号
令 和 2 年 7 月 3 1 日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（〇〇）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第228号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月22日付け〇〇発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け〇〇発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求。1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物（家屋）損壊事件（市役所職員による工事被害）。2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物（家屋、車両）損壊事件（不適切な土木工事による被害）。3、平成〇〇年〇〇月〇〇日 境界損壊、器物損壊（私物工作物）（不適切な土木工事による被害）。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号により、条例第22条第2項の規定による開示決定等の期間の延長を行った後、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇収第〇〇号」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成30年3月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（〇〇）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 趣旨

- ア 本件決定を取消し可及的速やかに全部開示するよう求める。
- イ 意見・要望等後の取扱内容を開示するよう求める。

(2) 理由

意見・要望等後の取扱内容が開示されていない。
本件件名の内容が開示されていない。全く不明である。
苦情申出の趣旨の通りの処理に対する開示がされていない。

- ア 境界損壊罪に対する開示がされていない。
- イ 私文書偽造及び詐欺罪に対する開示がされていない。
- ウ 『役所のやることは罪にならない』開示されていない。
- エ 『罰則が無いものは事件にならない』開示されていない。
- オ 当方の被害の聴取り、現場検証、証拠検証は開示されていない。
- カ 本件について何ら一切回答（開示）されていない。
- キ 犯罪捜査規範第61条第1項における取扱が開示されていない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、概ね次のとおり主張している。

(1) 対象文書の特定

実施機関において、請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求。1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物（家屋）損壊事件（市役所職員による工事被害）2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物（家屋、車両）損壊事件（不適切な土木工事による被害）3、平成〇〇年〇〇月〇〇日 境界損壊、器物損壊（私物工作物）（不適切な土木工事による被害）」は、本件文書と特定した。

(2) 苦情の性質

ア 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

イ 苦情の受理

苦情を受理した場合には、千葉県公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

ウ 苦情の処理

受理した苦情については、警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）を経由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を千葉県公安委員会や千葉県警察本部長に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

エ 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

オ 意見・要望

苦情にあたらぬ申し出については、意見・要望等として受理し、受理票等の

関係書類を作成の上で、関係所属において調査・検討を行い、必要と認められる場合には、調査・検討内容を踏まえた措置結果等を意見・要望等を申し出た者へ通知する。

(3) 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、処分の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

ア 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）

該当の妥当性

「苦情受理報告書」の受理者欄の氏名

本件文書の該当部分は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、条例第17条第2号のただし書該当性について検討する。

(ア) ただし書イについて

本件文書において同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同号により不開示とした情報については、ただし書イに該当しない。

(イ) ただし書ロについて

本件の開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や本人の申し立てへの対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同号により不開示とした情報については、ただし書ロには該当しない。

(ウ) ただし書ハについて

本件文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

(エ) ただし書ニについて

本件文書に係る第三者の情報を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく、審査請求人と第三者の利害が共通している立場にあるとは言えないことから、ただし書ニには該当しない。

イ 条例第17条第6号該当の妥当性

「送付書」の本件照会先の受理者の警電番号

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機

密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報である。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

よって、本件文書中の警電番号は、条例第17条第6号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、同人の意見・要望等後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、実施機関は本件開示請求時点で作成されている文書について検索を行い、本件文書を特定していることから、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない。また、同人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、審査請求人から諮問実施機関宛てに申し出のあった苦情について、実施機関において処理を行う際に作成又は取得された行政文書である。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表の番号（以下、単に「番号」という。）1及び番号2のとおりであり、審査請求人は、前記3（1）アのとおり、本件決定における不開示情報の全てを開示するよう求めていると認められるため、以下検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 番号1について

(ア) 実施機関は、番号1について、前記4（3）のとおり条例第17条第6号に該当する旨を主張するので、以下検討する。

(イ) 番号1は、審査請求人から申し出のあった苦情に係る警察官又は所属ごとに割り当てられた警察電話の番号である。警察電話は、警察組織内での通信の確保のため、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報である。

さらに、これらの情報を開示することにより、通常業務における連絡や緊急性のある事案への対応等に影響を及ぼす可能性についても否定することはできない。

これらのことからすると、警察電話番号を開示することで警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、苦情の受付、処理業務もかかる

警察業務の一つであることに変わりはない。

(ウ) よって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

イ 番号2について

(ア) 実施機関は、番号2について、前記4(3)とおりの条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する旨を主張するので、以下検討する。

(イ) 番号2は、審査請求人から申し出のあった苦情の処理等に関係した警察官の氏名であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) 次に、番号2の条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、これらの情報により識別される警察職員は、警察職員規則で定める警部補以下の警察官であることから、同号ただし書ハに該当せず、また、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とするまでの事情も見当たらないことから、同号ただし書イにも該当せず、その他、同号ただし書ロ又はニに該当する特段の事情も見当たらないことから、番号2は条例第17条第2号に該当する。

(エ) さらに、番号2は、特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、条例第18条第2項により開示することはできない。

(3) 本件審査請求の趣旨について

ア 審査請求人は、前記3(1)イのとおり、意見・要望等後の取扱内容の開示を求める旨を主張しており、実施機関は、前記4(4)のとおり、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない旨を主張しているため、以下検討する。

イ 審査請求人は、審査請求書において、意見・要望等後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、これは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に受理された、審査請求人から実施機関に申し出のあった意見・要望等について、実施機関の対応内容等が開示されていないという趣旨の主張であると認められる。

ウ 意見・要望等については、広報活動に関する訓令(平成4年本部訓令第20号)等により処理等がされていると認められるが、同訓令及び関係する通知等を審議会で確認したところ、申し出のあった意見・要望等について対応した結果等を文書にすることを定めた規定は見当たらなかった。また、審議会事務局職員が実施機関に確認したところ、意見・要望等について、対応内容等の文書を作成するかどうかは各所属の判断となり、文書を作成しないこととする場合があるとのことであった。

エ そうすると、本件開示請求時点で作成されている文書を検索した結果として、意見・要望等への対応内容等について記載された文書が確認できなかったとする実施機関の説明に不合理な点があるとまでは言えない。また、本件決定において実施機関が特定した文書以外に、本件開示請求に係る文書が存在することをうかがわせるような特段の事情も見当たらない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和元年9月26日	審議（令和元年度第5回第1部会）
令和元年10月24日	審議（令和元年度第6回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	本件文書の頁	不開示部分
1	1	本件照会先の警電番号
2	2	受理者欄の氏名